

生駒市規則第 20 号

生駒市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 27 日

生駒市長 山下 真

生駒市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成 5 年 3 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「第 2 条関係」を「第 8 条関係」に、「事務所」を「主たる事務所」に改める。

様式第 4 号中「第 2 条関係」を「第 8 条関係」に、「所在地」を「主たる事務所の所在地」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「第 2 条関係」を「第 8 条関係」に、「事務所」を「主たる事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。